浪岡地区ＡＩデマンド交通運行業務に係る公募型プロポーザル誓約書

青　森　市　長　　様

以下のことを誓約します。

（１）令和７年３月３１日までに道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条の規定に基づく

一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）の許可を取得することができる者であること。

（２）道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第５条に基づき東北運輸局長が定めた営業区域における南津軽郡（青森市浪岡地区（旧浪岡町）、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村）のうち、青森市浪岡地区に本社又は営業所を有すること。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（４）参加申込書提出の日において、会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは

第６４４条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

（５）参加申込書提出の提出期限から受託者確定の日までの期間、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成１７年４月１日実施）の規定による停止措置を受けていない者であること。

（６）手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。

（７）市税（青森市税又は青森市税が課税されていないものは、主たる事業所が所在する市町村が課する市町村税）並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（８）青森市暴力団排除条例（平成２３年青森市条例第３３号）第２条第２号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

（９）ＡＩを活用したデマンド交通システムを用いた運行が可能であること。

（10）上記の（１）から（９）の条件と相違する場合は、「浪岡地区ＡＩデマンド交通運行業務委託に係る公募型プロポーザル」の参加申込みを無効とされても異議のないこと。

令和　　年　　月　　日

共同事業体名称：

※共同事業体として参加する場合のみご記入ください

※共同事業体での参加の場合においては、代表者の記入をもって、全構成員が上記内容を誓約したものとします。

所在地

法人名

代業者職氏名　　　　　　　　　　　　　　印